

別表六(二十八)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度

法人名

特定税額控除規定の適用可否		可			
(別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)					
革新的情報産業活用設備の名称	1				
資 産 区 分	種 類	2			
	設 備 の 種 類 又 は 区 分	3			
	細 目	4			
取 得 年 月 日	5	・	・	・	・
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	6	・	・	・	・
取 得 価 額 又 は 製 作 費			円	円	円
取 得 価 額			円	円	円
法 人 税 上 の 圧 縮 記 帳 積 立 金 計 差 引 改 定 取 得 額 (7) - (8)			円	円	円
法 人 税 額			円	円	円
取 得 価 額 の 合 計 ((9)の合計)			円	円	円
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 (27の①)	11			18	
継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 (27の②)又は(27の③)	12			19	
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13			20	
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 割 合 $\frac{(13)}{(12)}$ ((12)=0の場合は0)	14			21	
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算				22	
(14) $\geq 3\%$ の 場 合 $(10) \times \frac{5}{100}$	15	円			
(14) $< 3\%$ の 場 合 $(10) \times \frac{3}{100}$	16				
税 額 控 除 限 度 額 (15)又は(16)	17				
① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和2年旧措置法第42条の12の6第2項」 ② 「区分番号」欄：「00630」 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額					
当期税額基準額 $(18) \times \frac{20 \text{又は} 15}{100}$					
当期税額控除可能額 ((17)と(19)のうち少ない金額)					
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の④」)					
法人税額の特別控除額 (20) - (21)					
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算					
		継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算		継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算	
		当 期	前 事 業 年 度 等	前 一 年 事 業 年 度 等 特 定 期 間	
		①	②	③	
事 業 年 度 等 又 は 連 結 事 業 年 度 等	23		・	・	・
雇 用 者 給 与 等 支 給 額	24	円	円	円	円
同 上 の うち 継 続 雇 用 者 に 係 る 金 額	25				
当 期 の 月 数 (23の③)の月数	26				
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 (25)又は((25)×(26))	27	円	円	円	円
設 備 の 概 要					

別表六(二十八)

令二・四・一以後終了事業年度分